

きつきケアプランステーション 居宅介護支援（介護予防支援）内容説明及び重要事項説明書

当事業所は介護保険事業所の指定を受けています
(杵築市指定 第4471000010号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生省令第38号第4条1項に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して介護保険法に基づく居宅介護支援（介護予防支援）サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護・要支援認定の結果、「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。
認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

～○●目次●○～

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所の職員体制等	2
4. 営業時間	2
5. サービスの内容	3
6. 事業の目的及び運営の方針	3
7. 担当の介護支援専門員等	3～4
8. 市町村への届出	4
9. サービス提供の記録等	4
10. 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護	4
11. 利用者負担金	4～5
12. キャンセル等	6
13. 相談窓口、苦情対応	6～7
14. 緊急時・事故時の対応	7
15. 身体拘束について	7
16. 虐待防止について	7
17. 賠償責任について	8
18. 個人情報の取扱いについて	8
19. 業務継続に向けた取組について	8
20. 各サービスの利用状況について	8

1 事業者

名称・法人種別	・社会福祉法人ひまわり
代表者名	・衛藤 大明
本社所在地・電話	・杵築市大字守江字王子1864番地 ・0978-66-5500
設立年月日	・平成10年6月17日
業務の概要	【指定通所介護】 ・きつきの里デイサービスセンター ・三楽園デイサービスセンター
	【指定訪問介護】 ・ひまわりホームヘルプステーション
	【指定訪問看護】 ・きつき訪問看護ステーション
	【指定居宅介護支援】【指定介護予防支援】 ・きつきケアプランステーション
	【在宅介護支援センター】 ・杵築市在宅介護支援センターきつきの里
	【指定短期入所生活介護】 ・特別養護老人ホーム瑞雲荘ショートステイ
	【指定介護老人福祉施設】 ・特別養護老人ホーム瑞雲荘
	【指定看護小規模多機能型居宅介護】 ・看護小規模多機能型施設ひまわりハウス
	【指定小規模多機能型居宅介護】 ・小規模多機能型施設ひまわり荘

2 事業所の概要

事業所名	きつきケアプランステーション	
所在地	杵築市大字守江字王子1864番地	
事業所の種類	・居宅介護支援 ・介護予防支援	平成30年4月1日指定 杵築市 第4471000010号
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	高尾 毅一	0978-66-5500
サービス提供地域	・杵築市	

3 事業所の職員体制等（介護予防支援事業所兼務）

管理者	1名		
介護支援専門員	常勤専従 3名以上	常勤兼務 1名	非常勤専従 1名

4 営業時間

区分	月曜日～土曜日	休日
営業時間	8:15～17:15	日曜日、年末年始（12/31～1/3）

5 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）の作成
 - …利用者の心身状況やその環境、本人及び家族の希望等により居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）を作成します。
- (2) 要介護（要支援）認定の申請代行
 - …要介護(要支援) 認定のための申請手続きの代行を行います。
- (3) 居宅介護サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）作成依頼書の提出代行
 - …居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）作成依頼書の提出を代行します。
- (4) 連絡調整
 - …居宅介護サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）に基づく居宅サービス（介護予防サービス）の提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (5) 給付管理業務
 - …居宅サービス（介護予防サービス）計画後も居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理業務を行います。

6 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

事業者（居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう利用者の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者・要支援者等の心身の特性を踏まえ、居宅に於いてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように配慮して居宅介護支援及び介護予防支援に努めます。
- ② 居宅介護支援（介護予防支援）にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的提供されるよう努力いたします。
- ③ 居宅介護支援（介護予防支援）にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 居宅介護支援（介護予防支援）にあたっては、要介護（要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- ⑤ 事業者は、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑥ 前項の居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- ⑦ 利用者はケアプランに位置付ける居宅介護（介護予防）サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることも可能です。

7 担当の介護支援専門員等

(1) 担当する居宅介護支援専門員及びサービス提供責任者（管理者、サービスコーディネーター等）は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

介護支援専門員 氏名： _____ 連絡先（電話）： 0978-66-550

0

サービス担当責任者 氏名： 高尾 毅一 連絡先（電話）： 0978-66-5500

(2) 介護支援専門員の利用者宅への訪問頻度の目安について

当事業者の介護支援専門員が、利用者の状況を把握するために、月に1回以上（介護予防支援については3か月に1回以上）、お宅を訪問（モニタリング訪問）します。また、利用者からご依頼がある場合や、居宅介護支援（介護予防支援）業務の遂行のうえで不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合は、介護支援専門員は利用者のお宅を訪問します。

また、一定の条件下であればモニタリング訪問を自宅訪問せずにテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し行う事があります。

(3) 介護支援専門員の変更

- ① 担当する介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。
- ② 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者とは協議します。

(4) 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証明証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められた時は、いつでも身分証明証を提示します。

8 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載 する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

9 サービス提供の記録等

(1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「居宅サービス共通記録書」等の書面に必要 事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。

(2) 事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「居宅サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「居宅サービス共通記録書」等の書面を作成 して、利用者へ説明のうえ交付します。

(3) 事業者は、「居宅サービス共通記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、 利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

10 秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護

(1) 守秘義務

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で、利用者及び家族の情報を使用させていただくことがあります。この場合、あらかじめ利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で使用させていただきます。

なお、利用者の家族からの希望があった場合には、利用者へ連絡するのと同様の通知を行う場合があります。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項

あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(3) 情報開示について

事業所はお客様の求めに従って利用者自身に関する情報（サービス提供記録等、その他）を開示しております。

但し、ご本人あるいは身元引受人でない方からのご請求につきましては、書面等にてご本人の了承を得

てからとさせていただきます。予めご了承下さいませ。

1.1 利用者負担金

(1) 居宅介護支援の利用については、介護保険で1.0割給付されるため自己負担はありません。

但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料を全額負担しなければならなくなりますので、下記の利用料がかかることになります。居宅介護支援費は次の通りです。

・居宅介護支援

① 居宅介護支援費

居宅介護支援費（Ⅰ） i 取扱件数が40件未満	
要介護1、2	1086単位/月
要介護3～5	1411単位/月
居宅介護支援費（Ⅰ） ii 取扱件数が40件以上60件未満	
要介護1、2	544単位/月
要介護3～5	704単位/月
居宅介護支援費（Ⅰ） iii 取扱件数が60件以上	
要介護1、2	326単位/月
要介護3～5	422単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ） 一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所 i 取扱件数が40件未満	
要介護1、2	1086単位/月
要介護3～5	1411単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ） 一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所 ii 取扱件数が45件以上60件未満	
要介護1、2	527単位/月
要介護3～5	683単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ） 一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所 iii 取扱件数が60件以上	
要介護1、2	316単位/月
要介護3～5	410単位/月

※居宅介護支援費（Ⅰ）（Ⅱ）のi、ii、iiiについては、介護支援専門員1人あたりの取扱件数40件以上である場合であって、40件以上60件未満の部分について（Ⅱ）を、60件以上の部分について（Ⅲ）をそれぞれ算定します。

②初回加算 300単位/月

③特定事業所加算 (Ⅰ) 519単位/月 (Ⅱ) 421単位/月

(Ⅲ) 323単位/月 (A) 114単位/月

特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

④入院時情報連携加算 (Ⅰ) 250単位/月 (Ⅱ) 200単位/月

⑤退院・退所加算

連携1回 カンファレンス参加無 300単位/月 連携1回 カンファレンス参加有 600単位/月

連携2回 カンファレンス参加無 600単位/月 連携2回 カンファレンス参加有 750単位/月

連携3回 カンファレンス参加有 900単位/月

⑥退院時情報連携加算 50単位/月

- ⑦緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月
- ⑧ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月
- ⑨通院時情報連携加算 50単位/月

・介護予防支援

- ①介護予防支援費（Ⅱ） 472単位/月

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）として、300円ほどの支払いが必要となることがあります。

1.2 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援（介護予防支援）に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）でご連絡ください。

連絡先（電話）：0978-66-5500

- (2) 居宅サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

(3) 利用者は、1ヶ月以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます（契約書6条）。

- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

1.3 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情相談窓口	電話 番号：0978-66-5500 FAX 番号：0978-66-5503 相 談 員：真田 康徳、高尾 毅一 対 応 時間：24時間
--------	---

※ 担当者が不在のときは、基本事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

1. 上記相談員が相手方と連絡を取り、直接訪問するなどして状況の把握に努めます。
2. 事業者が必要と判断した場合は、管理者を含めた検討会議を行います。
3. 検討の結果、速やかに具体的な対応に努めます。
4. 記録を台帳などに記録し、再発防止に努めます。

- (3) 苦情があった居宅サービス事業者に対する対応方針等

居宅サービス事業者に対し、苦情の状況などを確認するとともに改善のための方策について協議し、利用者の理解を得るものとします。

- (4) その他

1. 利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いを受けることはありません。
2. 指定居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）に対する苦情の、国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対する必要な援助を行います。

- (5) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

杵築市介護保険相談窓口 (医療介護連携課介護保険係)	所 在 地：大分県杵築市山香町野原1010番地2 電 話 番号：0977-75-2402 F A X 番号：0977-75-1911 対 応 時間：午前8：30～午後5：00
-----------------------------------	--

国東市介護保険相談窓口 (高齢者支援課高齢者支援係)	所在地：大分県国東市国東町田深149番地 電話番号：0978-72-5189 FAX番号：0978-72-5171 利用時間：午前8:30～午後5:00
日出町介護保険相談窓口 (健康増進課介護保険係)	所在地：大分県速見郡日出町2974-1 電話番号：0977-73-3130 FAX番号：0977-72-7915 利用時間：午前8:30～午後5:00
大分県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地：大分県大分市大手町2-3-12-5F 電話番号：097-534-8470 利用時間：午前8:30～午後5:00

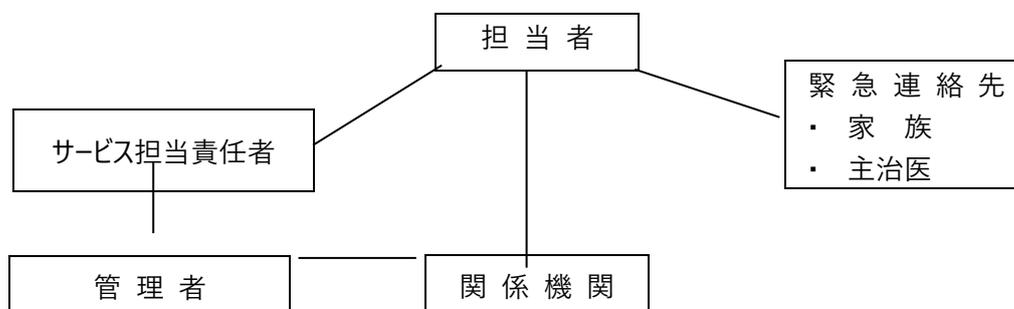
1.4 緊急時・事故時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が生じた場合、利用者の家族、主治医等、予めお伺いする緊急連絡先に連絡するとともに、必要な対応を行います。

(連絡体制)

緊急連絡先

0978-66-5500



1.5 身体拘束について

(1) 身体拘束の禁止

原則として、当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

(2) 緊急やむを得ない場合

利用者様及びご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録します。

- ①当該利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ②身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③身体拘束が一時的であること。

(3) 再検討

身体拘束を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行います。要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除いたします。

(4) 身体的拘束等の適正化を図るための措置

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

1.6 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修や訓練を実施します。
- (2) 虐待の防止に関する担当者や委員会の設置を行います。
- (3) 虐待の防止に関する指針を整備します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1.7 賠償責任について

当事業者が、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合、利用者やその家族と協議の上、誠意をもって対応させていただくものとします。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

1.8 個人情報の取扱いについて

居宅介護支援（介護予防支援）利用にあたり本人及び家族等の個人情報について次に定める条件のもと、必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集いたします。

尚、使用する目的、提供する事業者等、使用にあたっての条件は以下の通りです。

(1) 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの等】

- ①利用者へ円滑に介護サービスが提供されるための居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）にかかわる諸会議
- ②かかりつけ医師との協議
- ③利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答等
- ④医療機関、福祉事業者、介護サービス事業者、行政機関及び保険者、その他社会福祉団体等と、それに係わる関係職種との連絡調整のため
- ⑤事故が発生した場合の市町村・県への連絡
- ⑥利用者等からの苦情に関して市町村等が行う調査への協力
- ⑦利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関等への連絡等
- ⑧損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑨上記各号に係わらず、その他サービス提供で必要な場合及び、緊急を要するときの連絡等の場合

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ① 介護保険施設等において行われる学生等の実習・研修への協力
- ② 介護保険施設等において行われるボランティアへの協力
- ③ 事業所や地域包括支援センター等他機関が行う事例検討会
- ④ 当施設職員の県内外における研修・講義などに行われる事例発表等
- ⑤ 法人の行う広報誌及びホームページ、ソーシャルメディア、SNS等に限定された写真や動画の使用

⑥ 厚生労働省介護保険のデータベース「LIFE」への協力

(2.) 情報提供事業者名等

① 在宅サービス事業者

② 医療機関

③ 行政機関

④ その他関係機関及びそれに係わる関係職種

(3) 使用にあたっての条件

①個人の情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。また、利用者とのサービス利用に係わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。

② 人の情報を使用した会議の内容、経過について記録し、請求があれば開示すること。

19 業務継続に向けた取組について

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても利用者が継続して指定居宅介護支援を受けられるよう、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 感染症や災害に係る業務継続に向けた研修や訓練の実施

(2) 感染症や災害に係る業務継続に向けた計画の策定

20 各サービスの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりである。

「きつきケアプランステーション」の重要事項説明証明書

(杵築市指定 第4471000010号)

指定居宅介護支援（介護予防支援）提供の開始に際し、重要事項説明書に基づき、事業所の体制やサービス内容、個人情報の取扱い等についての説明を行いました。

事業者 所在地 杵築市大字守江字王子1864番地

事業者名 きつきケアプランステーション

説明者

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援（介護予防支援）提供を受ける事に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

立会人

（家族及び関係者代表）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

_____（続柄）

社会福祉法人ひまわり理念

- ・利用者の尊厳を守り、敬愛の精神で接すること
- ・地域福祉の拠点となり、開かれた施設として地域に貢献すること

基本方針

- 一．利用者のあるがままの姿を受け入れ、見守り、優しくやすらぎのある施設にします
- 一．利用者の意思を尊重し、利用者の立場で考え、安全で平等な援助に努めます
- 一．地域の関係機関と連携し、地域福祉の推進と向上を目指します
- 一．社会で通用する接遇を習得し、利用者に明るく気持ちの良い態度で接します
- 一．日々向上心を持って、専門機能の研鑽に努めます

